２０２４年度

事 業 計 画 書
（案）

社会福祉法人
育　明　会

Ⅱ　事業所別事業計画

２．川崎地区

２０２４年度　事業計画（案）

特別養護老人ホーム

レジデンシャル百合ヶ丘

介護老人福祉施設（ユニット型・従来型）

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

目　　次

2024 年度事業計画－総括－　・・・　1
1　レジデンシャル百合ヶ丘の運営方針及び目標　・・・　4
　1）財務
　2）組織
　3）サービス
2　組織体制　・・・　6
　1）職員配置
　2）勤務体制
3　事務管理体制　・・・　7
4　感染症及び防災対策等危機管理体制　・・・　7
5　リスクマネジメント　・・・　9
6　諸規定の遵守及び検討　・・・　9
7　人材育成　―研修計画―　・・・　9
8　利用者の権利擁護　・・・　１０
9　地域との連携　・・・　１１
１０　委員会活動計画　・・・　１２
１１　行事・クラブ活動実施計画　・・・　１５
１２　援助サービスの基本理念と基本方針　・・・　１７
　1）個別援助サービスの充実のために　・・・　１８
　2）生活援助サービスの充実のために　・・・　１９
　3）健やかな生活のために　・・・　２６
　4）心理・社会的援助サービスの充実のために　・・・　２９
１３　短期入所生活介護サービス　・・・　３１

1　レジデンシャル百合ヶ丘の運営方針及び目標

レジデンシャル常盤台で培った育明会ブランドを継承し、「福祉は人」の経営目標を基本にソフトウエアーの充実とコミュニケーションに重点を置いた施設運営を行い、「安全、安心、信頼、尊厳」の 4 つの柱で地域に根差した施設を目指します。

１）財務

（１）地域事業所や関連法人との連携を深め、入所とショートステイを適切にコントロールし、利用稼働率 95%以上を目標とします。

（２）「腰の強い組織経営」という法人が目指す組織運営のために、予算達成による収入面の確保と、安定した経営のためのコストの見直しと削減を行い、収支バランスの管理を徹底します。
また、職員個々にもコスト意識を持たせるとともに、４Ｒ（Refuse・Reduce・Reuse・Recycle）を推進していきます。

（３）利用稼働率の目標の達成と介護報酬改定を見据えた加算の取得による収入増および安定を図ると同時に、キャリアパスの確立と、人事考課に基づく賃金体系の維持に努めます。

（４）資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表の決算報告書等を何人も閲覧できるよう、ホームページにて公表します。

（５）昨今の物価高騰を鑑み、施設利用料の変更を検討します。川崎市と協議の上、ご家族との懇談会を開催、説明とご理解を求めます。

２）組織

（１）組織図に基づいた報告・連絡・相談を徹底し、縦と横の繋がりと連携力の強化を図り、会議や委員会では「自由に意見も言えるが、決まりごとは守る」運営を行い、強い組織を目指します。
真摯な業務姿勢と高い職業意識を醸成し、介護現場においては適度な和やかさと職場としての緊張感が存在する信頼と配慮のコミュニケーションに努めます。

（２）介護事業支援課（介護係・看護係・相談係）による介護支援サービス、及び事務課（事務係・栄養係）による施設運営管理と役割を明確化し、管理職の適正配置により組織力及び連携力の強化を図ります。

特に職員間のコミュニケーションを大切にした組織運営に努め、そのために組織全体の意思統一や課題の共有、解決を目的とした職員会議など各種会議を開催します。

（３）産業医と連携し、年１回全職員を対象に健康診断（夜勤勤務者は年２回）とストレスチェックを実施し、結果に基づいて組織として適切な対応を図ります。

（４）職員個々の能力やキャリアプランに沿ったOJTによる育成と、OFFJTによる資格の取得や研修の受講をすすめ、専門性を高めるとともに、この職場で働き続けたいと思える職場環境作りを推進し、自己実現とロイヤリティが両立した組織を目指します。

（５）広報誌である「百合ヶ丘便り」の定期的な発行と、ホームページを介した広報活動を行い、利用者家族や地域へ情報を発信します。

３）サービス

（１）法人のサービス方針である、リスペクトケア～あらゆる場面において敬意をもって対応する～を全職員に浸透させ、“安全”“安心”“信頼”“尊厳”の４つを柱に、介護福祉サービスを提供します。安全ベルトの装着、４本柵、エレベーター、玄関の施錠等、心理的、身体的の拘束を一切行いません。また、事故の防止、苦情対応等含め組織的なリスクマネジメントへの取組みを強化します。
そして、「尊厳」と「信頼」と「安全」「安心」を核とした各種業務マニュアルを作成、適宜見直しを行い、介護サービスの標準化に努めます。

（２）利用者・家族のニーズを適確に把握し、個別性を尊重した安全で安心、そして信頼できるケアサービスの提供に努めます。
また、地域の介護サービス拠点として、地域社会のニーズを把握し、地域との連携を深めるために積極的な情報の収集提供を行います。

（３）２課５係制を取り、課長・主任を中心に諸業務の標準化に努めます。管理監督職による運営会議、管理職会議、拡大管理職会議においてサービスの舵を取り、サービスの水準を高く、安定させることに努め、委員会活動でのボトムアップに繋げていきます。

2　組織体制

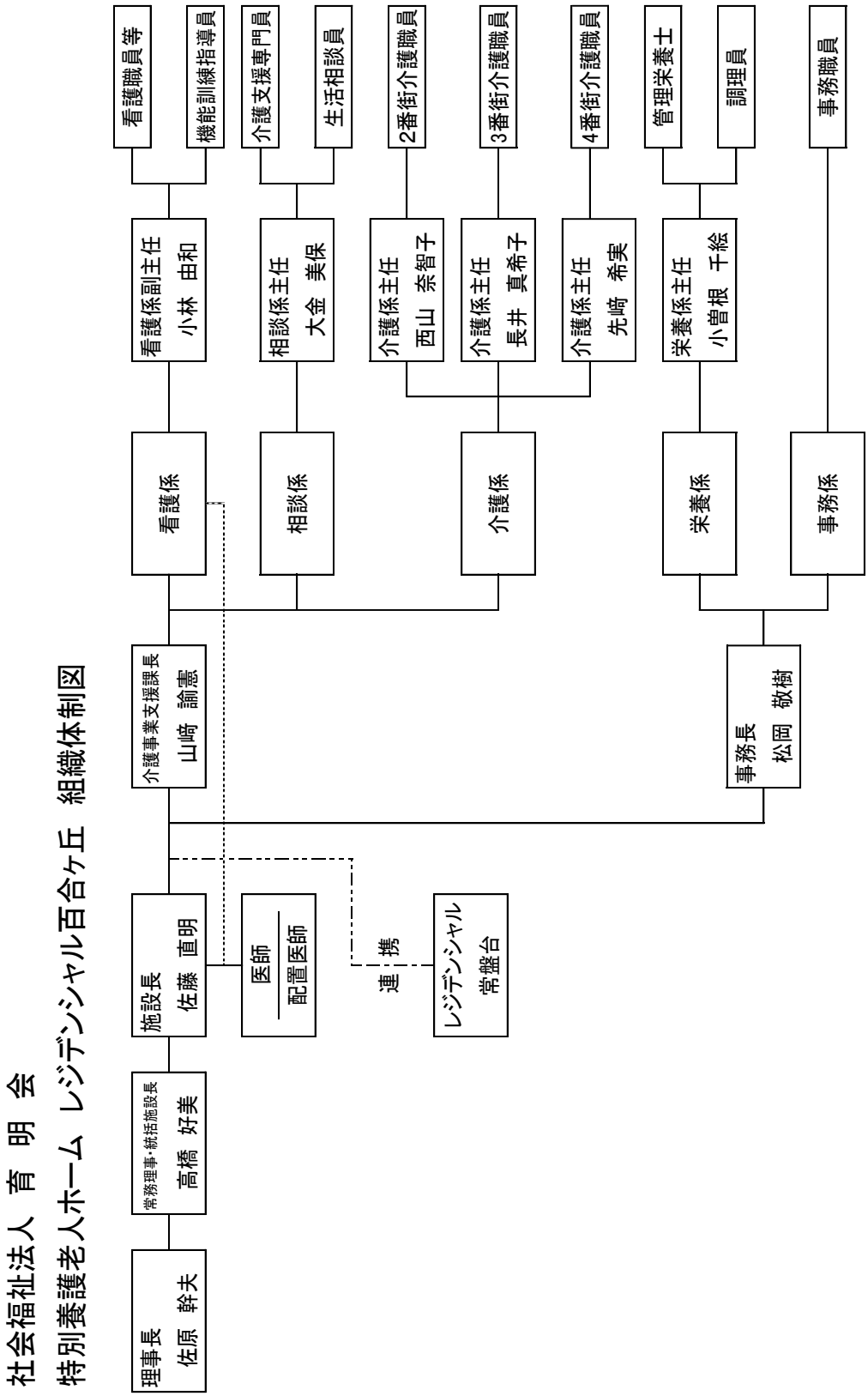
社会福祉法人　育　明　会
特別養護老人ホーム　レジデンシャル百合ヶ丘　組織体制図
理事長
佐原　幹夫
常務理事・統括施設長
高橋　好美
施設長
佐藤　直明
医師
配置医師
連　携
レジデンシャル
常盤台
介護事業支援課長
山崎　諭憲
看護係
看護係副主任
小林　由和
看護職員等
機能訓練指導員
相談係
相談係主任
大金　美保
介護支援専門員
生活相談員
介護係
介護係主任
西山　奈智子
2番街介護職員
介護係主任
長井　真希子
3番街介護職員
介護係主任
先崎　希実
4番街介護職員
栄養係
栄養係主任
小曽根　千絵
管理栄養士
調理員
事務係
事務職員
事務長
松岡　敬樹

１）職員配置

施設長	１名	介護職員	９０名
介護支援専門員	１名	栄養士等	１５名
看護職員等	９名	事務員	３名
生活相談員等	３名	医師（非）	３名
宿直	４名		

２）勤務体制

・早番　　７：３０～１６：３０
・日勤Ａ　　８：００～１７：００
・日勤　　８：４５～１７：４５
・日勤Ｂ　１０：００～１９：００
・遅番　　１１：００～２０：００
・夜勤　　１７：００～１０：００
・栄養係早番　６：００～１５：００
・栄養係日勤　９：００～１８：００
・宿直　　１７：４５～　８：４５

３．事務管理体制

固定資産及び一般消耗品等については、経理規定に基づき適切な管理に努め、事務用、事業用の消耗品についても常に適切な在庫管理を行います。また、仕入れ費用の高騰に機敏に反応し、費用の低減に徹底的に取り組むとともに、無駄な使用を避けるなどコスト意識を全職員に対して周知徹底します。

４．感染症及び防災対策等危機管理体制

新型コロナウイルスへの感染対策は適切に継続し、その他感染症や、地震、台風などの自然災害に対しても、感染症・食中毒予防対策委員会及び非常時災害対策委員会を中心に検討し対策に取り組みます。また、施設の危機を未然に防ぐため、施設長を委員長とした危機管理特別委員会を招集し、業務継続計画（ＢＣＰ）に基づいて必要な対策を講じます。

（１）感染症予防対策の強化

新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルスをはじめとする感染症の予防のために、感染症対策の専門家を感染症・食中毒予防対策委員会の顧問に招聘し、予防対策に努めます。

（２）防災訓練及び防災減災研修

防災訓練については、年間で日中想定訓練を１回、夜間想定訓練を１回実施します。また、職員個々の防災減災意識の醸成を目的に、防災監視盤の操作方法、火災・地震・防災対策、応急手当方法、備蓄品の周知と管理等の研修を必要に応じて行います。

（３）備蓄品の整備・充実

①非常用食品の整備を図り、非常時に使用できるように備えます。
　また、在庫管理とローリングストックを計画的に進めます。
②懐中電灯やラジオ、避難グッズ等災害用備品の整備充実を図ります。
③川崎市災害時二次避難所（福祉避難所）として、備蓄物資を適切に管理します。

（４）地域防災協定及び川崎市災害時二次避難所対応

①防災及び災害時は西塔之越自治会との防災協定書に基づき行動します。
②川崎市との二次避難所協定に基づき適切に対応します。

（５）業務継続計画（BCP）

感染症及び自然災害等により事業継続が困難に陥ることがないよう、策定した業務継続計画（BCP）を随時見直し、必要な準備と訓練を行います。

５．リスクマネジメント

介護事故、苦情を始めとする運営上のリスクに対して、施設長をリスクマネジャーとした組織的に対応する体制を作ります。

（１）苦情解決責任者、担当者を中心に受理した苦情の速やかな情報共有と改善に取り組みます。
（２）安全対策担当者を中心とする事故防止委員会を設け、事故報告書、ヒヤリハット報告書をもとに検証を行い、介護事故の予防に努めます。
（３）苦情や介護事故については、対応マニュアルに基づいた迅速な対応を行うとともに、必要に応じ補償、アフターケアに努めます。また、必要に応じて川崎市へ状況を速やかに報告します。

６．諸規定の遵守及び検討

事業の遂行にあたり、関係法令及び法人の諸規定の遵守、勤務体制等の検討により、実態に即して弾力的に対応していきます。

７．人材育成　―研修計画―

新しい時代のニーズに応え、当法人の理念・目的に添った人材の育成と共に高齢者援助サービスに携わる職員として資質の向上を図っていくために、職員個々のスキルに合わせた指導や研修を実施します。

【内部研修の企画の視点】

- 運営基準に基づくもの
  （感染症食中毒予防、褥瘡予防、介護事故防止、身体拘束防止）
- 法令に基づくもの
  （高齢者虐待防止、ハラスメント防止、個人情報保護）
- 介護サービスに基づくもの
  （認知症ケア、看取り介護）
- スキルアップのためのもの
- 資格取得のためのもの
- 職員ニーズにあったもの
- 語学研修（日本語講座）

【新規採用職員研修の内容】

（１）法人の理念
（２）介護基礎・基本
（３）各職種・各事業の理解と連携
・ケアワーカーのお仕事（介護事故防止を含む）
・エイドチームのお仕事
・ナースのお仕事（感染症予防、褥瘡予防を含む）
・管理栄養士のお仕事（感染症予防を含む）
・相談係のお仕事
・ショートステイ事業
・事務課のお仕事（服務規程、就業規則を含む）　など
（４）ケアプラン
・施設サービス計画と個別援助計画
・記録に求められること
・記録のあり方　など
（５）ＯＪＴ
・チューター制度による実践的教育とフォローアップ

８．利用者の権利擁護

（１）成年後見制度の活用

利用者の権利を守ることを第一に考え、財産管理及び契約行為を代行する成年後見制度の活用を進めます。成年後見制度の活用の仕方や申し立てに関する相談に応じ活用を推進します。

（２）預り金等の適正な保管と管理

預かり金等管理規定に基づき、預り金の適正な管理及び取り扱いをいたします。

９．地域との連携

（１）社会資源としての地域連携

地域の子供たちが気軽に足を運べる施設、地域住民が集える施設として、順調に認知されてきていた中、新型コロナウイルス感染症により“交流”の機会の制限を余儀なくされているため、感染症予防に万全を尽くしながらの“新しい交流様式”を適宜模索・検討していきます。
また、地域包括支援センターとの連携により実施してきた認知症カフェ（カフェマルシェ）、健康体操教室（青空マルシェコロバ）については、感染症状況を鑑みた上、再開に向けて地域包括支援センターと協議検討していきます。

（２）施設見学の受け入れ

万全な感染症予防対策を講じつつ、施設見学のニーズに応えられるよう努めます。また、「ひとつのモデル施設」を目標とし、職員の意識を高めることにもつなげていきます。

（３）ボランティアの受け入れ

ボランティアと施設の相互が、安全に安心して活動できるよう、万全な感染症予防対策を講じます。
ボランティアをマンパワーの活用という目的ではなく、施設の社会性を高め、施設サービスプラスαの効果をもたらすボランティアの協力の重要性について、施設職員全員に啓発及び周知し、クラブ活動をはじめとする諸活動にボランティアの活用を進めていきます。

（４）地域交流スペース“マルシェ”の開放

万全な感染症予防対策を講じ、誰もが安心して飲み物やお菓子を召し上がりながら過ごせる空間、“カフェマルシェ”を目指します。

（５）教育機関と福祉事業者の連携

地域の小中学校や幼稚園等のニーズを把握し、感染症対策を講じながら、オンラインなどを活用した交流などを検討します。

１０．委員会活動計画

（１）利用者が安心して生活できる場を作るため、各委員会がテーマ別にケアの質の向上を目指し、ノウハウの開発及び手順等の検討や業務マニュアルの作成及び更新を行うことを目的とします。

（２）基本的には、次に掲げた委員会を中心に活動を行いますが、必要に応じて他の委員会やプロジェクトチームをおくことができます。

２０２４年度　委員会活動計画

	委員会名称	目的	活動内容
1	労働安全衛生委員会	職員の健康に関する基本的な事項を協議、検討する。	・施設内外の労働環境衛生に関する計画立案。 ・職員の定期、随時健康診断の計画と実施、及び診断の結果に関する対策。
2	権利擁護委員会	対人援助サービスの本質を追及、個々の人格の尊重への取り組みを行う。	・「権利とは何か」「尊厳とは何か」を問い続け、人権の意識を高めるための取り組みを行う。 ・日常的な言動の中に潜む人権侵害についての検証、改善への取り組みを行う。
3	事故発生防止委員会	施設内外で発生した事故についての検証、再発防止策の検討協議を行う。	・施設内外で発生した事故について、集計や表面的原因把握を行う。 ・事故が発生した背景や業務の分析、検証を行い再発防止策を検討、協議する。 ・事故発生予防の取り組み、体制策に努める。
4	感染症食中毒予防対策委員会	感染症や食中毒に対する意識を高めるための研修の企画、実施、発生の予防、発生時の対応を協議する。	・感染症に対する基本的知識の習得のために研修の企画、実施。 ・感染症発生時の対応を協議し拡大防止に努める。 国内外のあらゆる感染症・新型コロナウイルス感染症等に対し、広く情報収集を行い迅速な対応を行う。
5	褥瘡予防対策委員会	個々の症例に応じた対応策を協議し、褥瘡の予防と早期治療に努める。	

	委員会名称	目的	活動内容
6	苦情対応 委員会	利用者や家族、地域住民からの苦情や要望などの速やかな対応に努める。	・苦情や要望、意見などが言いやすい環境作り。 ・申し立てがあった時の、速やかに対応策を協議する。 ・改善のための組織的な取り組みに努める。
7	非常災害対策 委員会	施設全般の防災対策に関する必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害から利用者及び職員等の生命身体を保護し、災害時の安全対策を図る。	・防災計画、年間防災訓練計画の立案、作成。 ・訓練計画に基づいた初期消火、通報、避難誘導等の訓練及び、防災教育の実施。 ・区、消防署、警察署、地域町内会等との連絡調整及び協力関係に努める。
8	広報委員会	利用者や家族、地域の方々に施設への理解と協力を図る。	・広報活動及び広報誌の発行計画を立て、適宜広報編集会議を開き協議を行う。 ・原稿、写真、資料の収集、整理、その他の編集に必要な調査、打ち合わせの実施。
9	行事委員会	利用者の生活を潤いあるものとし、季節感あふれ楽しめる行事を計画、実施する。	・年間行事計画及び月間行事計画を立てる。 ・行事連絡会を適宜実施し、綿密な計画、準備に努める。 ・行事に必要な物品購入（借り入れを含む）及び予算案を策定する。
10	研修委員会	専門知識及び技術向上を目指し、豊かな人間性を創りあげるために各種研修を企画し、実施する。	・各種研修、見学等の企画、実施計画立案。 ・研修企画全般、講師の選定及び依頼、実施記録の管理、フィードバックを行う。 ・介護福祉士、介護支援専門員・喀痰吸引等、資格取得の習得を図る。
11	栄養食事ケア 検討委員会	食事・入浴・排泄・口腔ケア介助の業務標準化及び質の向上を目的とした資料及びマニュアルの作成を行う。 また、ケアプランに基づいた個別介護計画の作成と、介護過程を展開し、より良い介護サービスを提供する。	・リスペクトケアを全職員に浸透させ、“安全”“安心”“信頼”“尊厳”の 4 つを柱に、介護福祉サービスを提供する。 ・各介護方法を検討し、標準化するとともに、各種業務マニュアルを作成する。 ・個別ケア、プライバシー保護について協議・検討・推進を図る。 ・アセスメント、計画の立案、実施、評価のプロセスを踏まえた個別介護計画を作成する。
12	入浴ケア 検討委員会		
13	排泄ケア 検討委員会		
14	口腔ケア 検討委員会		

	委員会名称	目的	活動内容
15	危機管理 特別委員会	様々なリスクの整理、細分化及び明確化を行い、リスク管理体制の強化を図る。	・重大事故発生時や懸案事項が生じた際の臨時委員会として設置、委員長である施設長が委員を招集する。
16	業務改善 プロジェクト	業務内容の見直しを行い、ケア標準化、効率化を図ることを目的とする。	・現在の業務内容の見直しを行い、サービス質向上、標準化、効率化について各部署プロジェクト担当者にて会議を定期開催し協議を行う。

１１．行事・クラブ活動実施計画

（1）行　事

日本ならではの季節に応じた催しを中心に、年間を通して“喜び”と“楽しみ”の提供と共有に努めます。ともすると単調になりがちな施設での生活の活性化を図るとともに、利用者同士、ご家族、職員、地域の方々との交流の場となるよう、万全な感染症予防対策を講じ、行事を企画していきます。

２０２４年度　年間実施計画（案）

行　事　名	実 施 月	内　　容
お花見 ご家族のみなさまとの懇談会	４月	近隣の公園でのお花見 家族と施設の意見交換等
端午の節句 キッズフェスタ in Marchè 2024	５月	菖蒲湯・こいのぼり掲揚 地域交流子供祭り
ご利用者のみなさまとの懇談会 衣類販売会	６月	利用者と施設の意見交換等 １番街マルシェで衣類販売会を開催
七夕 流しそうめん しそジュース作り	７月	七夕飾り 理事長による天ぷら実演と流しそうめん 常盤台農園産しそを使用したジュース作り
サマーフェスタ in Marchè 2024	８月	地域交流夏祭り
敬老祝賀の集い おはぎ作り	９月	敬老お祝の式典、会食 お彼岸のおはぎ作り
運動会	１０月	利用者と職員による番街対抗戦
お餅つき クリスマスコンサート イルミネーション点灯式 クリスマスバイキング ご利用者のみなさまとの懇談会	１２月	自治会と共催の地域交流 ボランティアによるコンサート とイルミネーション点灯式 バイキング形式での会食 利用者と施設の意見交換等
元旦お祝膳 新年祝賀の集い 衣類販売会	１月	お節料理会食 ボランティアによる正月行事 １番街マルシェでいる販売会を開催
節分豆まき	２月	豆まきで邪気払い
ぼたもち作り	３月	お彼岸のぼたもち作り
外出行事	時期未定	バスハイク・グルメツアー等

（2）クラブ活動等

感染症予防対策を講じつつ、“喜び”と“楽しみ”に加え、“生き甲斐”ともなるような機会を提供します。また、利用者同士、同じ目的を共有できる仲間を持つための機会として交流の場を設けます。利用される方々の意見、希望を取り入れながら、クラブメニューについて検討します。

活動名	目的・内容
カフェマルシェ 定休日週１回	挽きたての豆で美味しいコーヒーを提供し喫茶を楽しんでいただくと同時に、利用者・家族・地域住民・ボランティア・職員との語らいとふれあいの場を作っていきます。
よいどころ 月１回 不定期	ボランティア等の協力をいただき、手作りのおつまみでお酒やソフトドリンクを楽しみながら、カラオケ、語らいの場を作り、利用者・家族・地域住民・ボランティア・職員との交流の場とします。
ミュージック ピアッツァ 第二・四火曜日	音楽療法士を迎え、懐かしい歌や音楽を回想しながら楽しみます。個々の歌の思い出を巡らせながら、歌い、演奏し、聴く楽しみを味わえるクラブ活動として開催します。
民謡クラブ 第二木曜日 第四月曜日	秀美会会主の大塚先生を迎え、三味線と太鼓の音とともに、日本各地の民謡を唄います。 唄う楽しみだけでなく、聴く楽しみも味わうことができる、利用者の心身状況に制限なく参加していただけるクラブ活動として開催します。
書の会 第一・三月曜日	講師（職員）の用意したお手本を基に、墨の香りと静寂に包まれながら半紙と向き合います。作品は講師による添削を済ませた後、展示します。
のど自慢大会 第一・三・五水曜日	カラオケ機の採点機能を利用し、開催会毎に優勝、準優勝者を決定、年末には受賞者によるグランドチャンピオン大会を開催します。
Let‘ボッチャ 月 1～2 回	椅子や車椅子に座ったまま行える、パラリンピックでも行われた競技で、玉をコート内の円に近づけるかを点数で競い身体を動かしリハビリにもつながります。
ラジオ体操 毎朝 9：30～	「9：30 からはラジオ体操！」外に出て、新鮮な空気を吸って、ラジオ体操第一を行います。参加者には参加ポイントを発行し、ポイント数に応じた特典を用意します。
ローソン移動販売 第二・四金曜日	社会参加活動を目的とし、自身で好きな商品を選び買い物をお楽しみいただける場を提供して参ります。

１２．援助サービスの基本理念と基本方針

＜援助サービスの基本理念＞

利用者と家族に安心して利用いただける事業運営を目指すと共に「その人がその人らしく過ごせるケア」の提供を基本理念としています。そして、次に掲げる一つ一つの理念に基づいたサービスを提供していきます。

１．あらゆるニーズに応える　それがプロ

「家庭で家族が行っているケア」をプロである私たちが担えないはずはないという理念と理論的基盤をもとに、利用される方々や家族、及び地域社会のニーズを把握し、そのニーズに応えられるように努めます。

２．その人がその人らしく生きることを支えるために

高齢になっても、認知症になっても、寝たきりになっても、その人がその人らしく尊厳を持って生活していただくために、施錠、抑制、拘束をしないことを基本としています。

３．みんなでみんなを　＝　家族もチームの一員

「レジデンシャル百合ヶ丘」では、数々のサービスを提供しており、多くの職種、職員が働いています。私たちは、セクショナリズムの無いケアを目指し、「みんなでみんなを」の合言葉でチームケアを実現します。各部署横断的な委員会活動や職員研修も活発に行っていきます。
家族もチームの一員との考え方から、利用者、ご家族を交えたケアプラン会議を実施しています。

４．楽しみ、喜びを共有しよう

人の生活は、単純に衣食住が満たされていれば良いというものではありません。
「レジデンシャル百合ヶ丘」のケアは、利用者の喜び、楽しみ、生きがい役割の提供もまた専門的な援助サービスとして位置づけています。ボランティアの方々のご協力のもと、カフェマルシェやよいどころ、行事、クラブ活動等の実施など様々な取り組みをしていきます。

＜援助サービスの基本方針＞

援助サービスの４つの基本理念に基づき、利用される方々や家族のニーズを的確に把握し、適切な援助サービスを提供することにより、利用される方々や家族のＱＯＬを高めることを目標とし、以下のような基本方針に基づき実践していきます。

１）個別援助サービスの充実のために

（１）適切なケアプランの作成

集団での生活を基盤とした施設での援助サービスは、ともすると画一的・一方的になりやすい傾向があることから、利用される方々や家族の多種多様な個別ニーズに対し、どのように受入れ、対応していくかが重要な課題となってきます。それらの課題の解決のために、利用者個々の日常生活の状況、身体・心理・健康状況、家族を含めた対人関係、自立への障害となっている問題等を、多職種による多面的・客観的なアセスメントやニーズの把握を行うことにより、生活の連動性を考えた適切で個別的なケアプランを利用者及び家族と共にケアカンファレンスを行い、作成します。
また、ケアカンファレンスに参加できない家族には、作成されたケアプランを利用者及び家族に提示し、同意を得た上で実践・展開していきます。

（２）自立支援の視点を持ったケアアプローチ

自立支援の概念を“ＡＤＬの向上及び拡大”といった視点でのみ捉えるのではなく、利用されている方々や家族のおかれている現状を多少でも改善することで、よりＱＯＬを高めることに繋がるようなケアアプローチを実践・展開していきます。

（３）選択と自己決定の確保

各種の援助サービスを提供するあらゆる場面において、利用されている方々や家族がご自身で選択や決定ができるように努めます。
また、意思表示の乏しい方や、全くできない方に対しても、同様の配慮を怠らないように努めていきます。

２）生活援助サービスの充実のために

― 食　事 ―

【基本理念】

食事は、利用者にとって日常生活の中で、大きな楽しみの一つであり、健康の維持、増進の上でも重要な意味を持っています。

また、食事の自立が、人間としての自主性、主体性に大きな影響を及ぼすことも指摘されています。

過去に様々な食生活を経験してきた利用者にとって、集団給食は馴染みづらい面を持っていますが、利用者の身体状況等に合わせて、出来るだけきめ細やかな食事を提供させていただきます。利用者の嗜好、食習慣および咀嚼力、嚥下力等を考慮し、さらに調理方法などを工夫し、味付け、盛り付けにも心を配り、多くの方々に喜ばれる食事を提供していきます。

また、「栄養ケア計画」については、管理栄養士を中心とした各専門職によるチームで協議し、定期的な見直しを行いながら、利用者の実態に合わせた計画の策定と実践に努めます。

（１）食事時間

食事時間は、適時時間として、開始時刻を以下のように設定させて頂きますが、個々の利用者の喫食状況・テンポに合わせ、楽しくくつろぎながら食事がとれるよう柔軟に対応していきます。

・朝食　８時　　・昼食　１２時　　・夕食　１８時

（２）快適で楽しい食事を

食事時間を離床の好機と捉え、食堂及びリビングで落ち着いて食事をしていただけるよう、個々の利用者の精神的・身体的状況に合わせて、座席等にも配慮します。

また、利用者・職員のコミュニケーションの場として、明るく和やかな環境で食事ができるような雰囲気づくりを心掛けています。

①快適な食事のために

㋐レンジ、ＩＨ調理器、冷蔵庫等を活用し、適温での食事を提供いたします。

㋑御飯は炊飯器を使いユニット内で炊きます。味噌汁等はＩＨ調理器で温めて提供します。

②楽しい食事のために

㋐年間行事や季節に合わせて生活の場にふさわしい行事食を提供します。

㋑多様な食器

献立の内容に合わせた食器に盛りつけます。また、行事用食器は別に用意し、彩り豊かな食事になるよう配慮します。材質は陶磁器を使用します。また、「ｍｙ食器、ｍｙカップ」等のご希望にも柔軟に対応します。

㋒個々の嗜好に基づき、代替食等については柔軟に対応します。

（３）自立に向けて

日々変化する利用者の身体状況に合わせ、看護師・栄養士・機能訓練指導員等と協議しながら、その状況に合った自助具や食器の活用を検討し、食事の自立に向けての援助サービスを行います。

（４）事故防止

主治医・歯科医・看護師・栄養士・機能訓練指導員等と連携しながら、個々の利用者の咀嚼の程度、嚥下状況、麻痺の有無等、身体状況に合わせ、介助時間・方法、喫食状況、食事形態等を検討し、誤嚥等の事故防止に努めます。

・ケアプランに基づいた食事介助
・摂食指導等の実施
・口腔ケア、口腔体操の実施

（５）清潔の保持と身だしなみ

職員・利用者の手洗い、口腔ケアを行い、食事前後の衛生管理に留意します。また、キッチン、食堂の環境整備、整理整頓、テーブル・イス等の清潔の保持に努めます。

また、利用者に気持ちよく食事をしてもらえるように、職員は食事場面に相応しい服装、髪形、身だしなみ等に留意します。

（６）その他

①食事の種類および調理区分

㋐ケアプラン及び栄養ケア計画に基づいた食事の提供

㋑調理区分

一般食、特別食にかかわらず、普通・刻み・ソフト・ミキサー・ゼリー等の調理区分により、利用者の個別の状況に対応します。

②食事サービス

直営方式による調理業務の利点を最大限に活かし、より質の高いサービスを提供します。また、実際の食事介助等は、介護職員、看護師が行う等食事サービスには多くの職種の者が関わることから、各部署における密接な、日常的連携を確保し、食事サービス全般の向上と円滑な運営に努めます。

調理に携わる職員も、食事の場面に同席するようにし、利用者との顔の見える関係を築き、実態の把握に努め、そこから調理に反映させるような指導も行っていきます。

― 排　泄 ―

【基本理念】

排泄は、老廃物を体外に出すという生理現象であり、生命維持に不可欠な行為で座位による排泄は、各臓器の下垂により自然に腹圧を上げ、また、便の重量により自然に排泄される力が生まれます。しかし、高齢者は疾病や障害等でその能力が損なわれやすくなります。

そのため、機能訓練指導員などの関りにより残存機能を見極め、自力排泄を妨げている要因を分析し、本人や家族の希望等を取り入れ、排泄の自立に向けての援助を目指します。さらに、排泄環境を整え、個人のＱＯＬを高めていくという視点に立った援助をし、個の状況に合わせて、定時介助及び随時介助を行っていきます。

（１）プライバシーの保持

排泄の行為を他人の援助に委ねざるを得なくなることは、自尊心を大きく傷つけることがあります。介護者は、プライバシーを守り、心理的なストレスにならないよう配慮し、他の利用者への配慮、居室内の消臭にも十分配慮します。

（２）個別対応と福祉用具の活用について

排泄の自立を促していくために、排泄チェック表を活用し、個別の排泄パターンを把握し、各種の福祉用具(ポータブルトイレ・補助具・衣類等)を工夫して介助していきます。また、排泄機能や排泄動作のアセスメントを適宜行い、個々の状況に合わせ各種の製品を活用して個別対応を行っていきます。

（３）介助時における身体管理

便・尿・全身状態などの観察に留意し、異常の早期発見に努めます。
また、介助する際は、個別ごとに消毒・手洗い等を行い、感染予防や衛生管理に努めます。加えて、感染予防、衛生管理の観点からクリーンルームの定期的な清掃、各福祉用具の消毒方法をマニュアル化し、また、感染症発生時には『感染症予防指針』に基づいた対応を行い、蔓延の防止に努めます。

― 入　浴 ―

【基本理念】

入浴は、身体を清潔にし、血液の循環をよくすると共に、心身をリラックスさせる効果があり、睡眠・食欲・ＡＤＬの向上にもよい影響を与えるという効果があります。

また、全身の汚れを落とし清潔にすると同時に、皮膚の状態も含めた全身状態を把握することにより、疾病等の早期発見・予防をすることができる機会でもあります。

以下の点に留意しながら、各種の入浴方法を利用し、利用者の多様なニーズに応えていきます。

（１）入浴方法

入浴方法は、利用者の身心の状況やニーズに合わせ、各種の入浴方法を用意し、『個浴』『リフト浴』『フラット浴』に分けて行います。

（２）プライバシーへの配慮

入浴時は、利用者の羞恥心やプライバシーに配慮し、人間としての尊厳を損なわぬ様に努めます。また、できる限り同性による介護（対利用者）になるよう、職員の配置にも留意します。

（３）楽しい入浴になるように

入浴には、各種の入浴剤等を使用し、時には温泉気分・季節感を味わっていただく等、楽しい入浴環境作りに配慮し、コミュニケーションの場となるよう心掛けていきます。

（４）個別ニーズの尊重

利用者の身体に支障が無い限り、週２回以上の入浴を実施します。利用者のニーズに合わせ、夜間入浴・随時入浴を実施します。個々の利用者の状態や好みをできるだけ尊重した入浴グッズ（石鹸・シャンプー他）を使用します。

（５）早期発見・治療

入浴中は利用者の全身の状態を観察、把握することにより、皮膚の状態や、身体の変化、異常等の早期発見、早期治療につなげるように努めます。

（６）事故防止

浴室・浴槽内の適切な室温・湯温に留意し、利用者の湯冷め・湯あたり等に注意します。また、床の水濡れに注意し、物品等の整理整頓も心掛け、事故防止に努めます。利用者へ安全に入浴を楽しんで頂くこと、職員の腰痛予防の観点からスライディングボードなどの福祉用具を導入し安心、安全、安楽な環境を整備致します。

（７）入浴後のケア

入浴後は、利用者の皮膚や保湿性を保つ為、スキンケア・水分補給等を十分行います。

― 離　床・移　動 ―

【基本理念】

人間は、本来立って歩く動物であり、その基本的欲求を持ち合わせて生きていますが、利用者のほとんどが、疾病や加齢、事故等によって、その能力が低下したり、失われることで本来の欲求が妨げられた状態で生活することを余儀なくされています。

利用者の自立支援を促進すべく、社会性や生活の潤いを高め、よりよい生活（ＱＯＬ）を提供できるよう努めます。

（１）行動のための目的

①「食事は食堂で」「排泄はトイレで」というように、行動のための目的によって、可能な限り、ベッドから離れた生活を行って頂くよう援助していきます。

②残存機能を維持し、廃用性症候群の予防を図ります。

③クラブ活動等のアクティビティへの参加を促し、心身機能の活性化を図り、効果的なプログラムの開発に努めます。

（２）ボディメカニクス理論に基づいた介助と移動

移動の方法等については、医師・看護師・ＰＴ・ＯＴとの連携、指導のもとに、情報交換を密にし、ボティメカニクス理論を習得したうえで、安全な介助方法とトランスファーを確保し、個人に適した方法の開発とその徹底に努めます。

（３）個々に応じた福祉機器の活用

利用者個々の心身機能に合う多種多様な車椅子・杖・歩行器・移動リフト等、福祉機器の活用を検討し、また、履物や衣類等、身につける物にも留意します。

（４）安全確保・順序、段階をふまえた離床

①安定した施設内移動を確保できるよう、常に環境整備を徹底し、安全性の確認を行い、転倒事故等を未然に防ぐように努めます。

②入居及び傷病直後の離床については、医療職間（医師・看護師・ＰＴ等）との連携、指導により、心身に負担をかけないよう徐々にＡＤＬを高めていけるよう心掛けていきます。

３）健やかな生活のために

【基本的理念】

利用者が抱える疾病の重度化、重複化に伴い、医療ニーズも複雑で多様化しています。また、入居される方々は、医療機関、あるいは在宅からと、様々な生活環境から移ってこられるため、多様なニーズを抱えています。そのニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことが求められています。

このようなニーズに応えていくために「社会福祉法人育明会における医療行為の指針」「看取り指針」「感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に関する指針」「褥瘡発生予防に関する指針」を策定しました。

これらの指針に基づいた対応と体制の整備、研修を勧めていきます。

また、入所以前の受診状況の把握・主治医や他の地域医療機関との連携を密に行い“疾病の予防”“早期発見”“早期対応”のために、各専門職が情報を共有し、より緊密な連携をとって対応していきます。

（１）医療的ニーズの対応

医療的ニーズを持っている利用者が増加傾向にある現状を見据え、そのニーズに応えていく体制整備が必要不可欠と考えています。

しかし、特別養護老人ホームは、要介護高齢者の生活の場として位置づけられているため、医療行為の実施には限界があることから「社会福祉法人育明会における医療行為指針」を策定し、それに基づいた対応をしていきます。

（２）感染症について

疾病や障害、老化等により引き起こされている免疫力の低下や、食事の経口摂取が出来ず、十分な栄養の補給ができない脆弱な高齢者が集団生活をしている施設においては、“易感染”の場であると言っても過言ではありません。施設及び職員は“感染”についての知識と、それを予防するための技術を駆使し、できうる限りの“感染”を予防し“感染”による利用への影響を回避するための責務を負っています。感染症の発生をできうる限り予防する体制作りと感染発生時にはその影響を最小限にするため、迅速かつ適切な対応が出来るように努めます。

（３）褥瘡予防について

疾病の重度化、重複化の高齢者にとっては、褥瘡の発生しやすいリスクを抱えています。栄養ケア計画に基づき、常に栄養状態を把握し、清潔で安全なケア、適切なポジショニングを行い、褥瘡予防のための対応策を講じると同時に、褥瘡を有する方には、他職種、医療機関との連携により適切な対応に努めます。

表１　配置医及び協力医

曜日	科	医師名	医院名	来所時間
毎週火曜日	内科・皮膚科	飛田　竜志	たま日吉台病院	9：00～12：00
２・４金曜日	精神科	田村　由江	飛鳥病院	14：00～16：00
１・３金曜日	内科	曽田　博道	東山田ヒルズクリニック	14：00～16：00
随時	歯科	東山田ヒルズクリニック		随時
随時	歯科	川崎市麻生区歯科医師会		随時

表２　協力医療機関

病院名	所在地	電話番号
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺 1105 番地	044-955-8220（代）

表３　医務室業務内容一覧

医務室業務	業務内容
観察	利用者の日常における一般状態の把握、自己健康管理の助言、 疾病の予防と早期発見、事故防止
看護処置	軽度の疾病・外傷等には主治医の指示のもとに行う看護処置 衛生材料・医療器具の管理
回診介助	各医師の診察の補助・報告・指示受け・検査時の補助等
受診	受診時における付き添い、利用者の状況・病状等について 主治医との緊密な連携 状況に応じて他職種への情報提供および指示 家族との連絡・連携
入退院	入院前の情報提供、入院中の情報収集および報告など、協力医療機関との連絡調整
与薬等	医師の指示による投薬及び処置（注射・内服薬・坐薬・湿布・点眼・浣腸など） 与薬の指示確認、副作用の確認 服薬管理
健康診断	年一回の健康診断実施、年一回の歯科検診実施 随時、健康の状況を把握し、疾病・状態変化の早期発見 結果を家族へ報告
緊急時	配置医と常に連絡を密にしての、速やかな対応 行事・レクリエーション時の救護 救急用器具・医薬品などの整備点検
集団感染	インフルエンザの予防として、利用者及び職員へのワクチン接種、流行期間の対策（手洗い、含嗽） 食中毒予防対策として、利用者及び職員の手洗いの励行 新型コロナウイルス感染症対策・対応
摂食トレーニング	歯科医師・歯科衛生士による専門的アプローチにより、誤嚥を予防し、より効果的・安全な摂食及び食事介助による、食生活の充実
看護計画等	個別看護計画の作成・実践・評価、年間看護業務の計画 看護技術向上にむけての情報収集 チームの一員としての協働・諸記録（看介記録、看護日誌・カルテなど）
健康相談 休日勤務	利用者及び職員の健康に関する相談・助言 日曜・祝日の勤務（交替制）
各種マニュアル作成	感染対策・緊急対応・新人・実習生指導マニュアルの作成と見直し
研修等	ケアカンファレンスの企画・実施、諸研修への参加 研修課題への取り組み、救急救命技能講習などの実施による看護・介護技術の向上

４）心理・社会的援助サービスの充実のために

【基本理念】

限られた空間、集団での生活から生じてくる様々なストレスを最小限にし、利用者一人一人がいきいきと心豊かな生活を送るためには、基本的なケアサービスだけでなく、心理社会的な視点での援助サービスアプローチに心掛けます。

（１）家族との関係

①利用されている方へ、より個別的な援助サービスを効果的に提供していくためには、家族の協力は不可欠であることから、ケアプラン作成時のカンファレンスに、参加していただくよう、調整やサポートをしていきます。

②外出やクラブ活動、各種行事への参加を働きかける等、積極的にふれあいの機会を提供し、利用される方々が家族との交流をはかることにより疎外感を取り除き、安心して日常生活をおくることができるよう、援助、サポートしていきます。

③利用される方々、家族、施設の三者の協力が重要になります。相互の交流、意見交換を促進するために、懇談会、広報活動等を行っていきます。

（２）ボランティアとの関係

①“施設の社会性”を高め、さらに、ＱＯＬの高い援助サービスを展開していくためには、施設や職員の努力だけではマンパワー、能力ともに不十分であり、ボランティアの方々のご協力が不可欠です。個人、団体、グループ、学校等に、それぞれの個性や特色、やりたいこと、できることを生かして、多彩な活動に取り組んでいただけるよう努めます。

②ボランティア活動が円滑に長続きするためには、継続的なフォローアップが欠かせません。活動中に感じた疑問や問題、悩みなどをそのままにしておくと思わぬトラブルに発展し、施設運営そのものに大きな影響を与えることがあります。そのようなことを未然に防ぐためにもコーディネーターによるきめ細かいフォローアップを施設全体でも取り組んでいきます。

（３）利用者及び家族のニーズの把握のため

①苦情、要望への対応

利用されている方々や家族、地域住民の方々からの苦情や要望、意見などが言いやすい環境を作ると同時に、速やかに対応していくために以下の体制を整備し、有機的連携を図っていきます。

㋐ご意見箱の設置　―　各番街

㋑苦情対応委員会　―　職員による構成

㋒第三者委員会　　―　外部委員による構成

②総合相談窓口システムの活用と情報提供

利用されている方々やご家族、地域住民の方々が、どのような些細な事柄であっても、気軽に訪れて話や、相談ができるように、ワンストップ機能を強化します。

③チームアプローチのために

利用される方々及びご家族は、多様な背景とニーズを持っています。その方達への援助サービスもまた多様であることは言うまでもありません。

また、高齢者の特質性として、心身の状態の変化が著しいため、その状態に即した適切な援助サービスの提供が求められます。さらに、それらの援助サービスが統一的、かつ、継続的に提供される必要があります。そのためには、多職種（ケアスタッフ・相談員・看護師・リハビリテーションスタッフ・介護支援専門員等）による連携を強めたチームケアアプローチと情報の共有化を図りつつ、チームケアのバックアップを積極的に行っていきます。

１３．短期入所生活介護サービス

（1）利用稼働率

地域から“選ばれるショートステイ事業所”を目指します。各居宅支援事業所ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携を深め、新規利用者の獲得と安定した稼働に努めます。
また、地域的なニーズに対応すべく、送迎サービスを実施します。

（2）多様なニーズへの対応

利用者個々のニーズをはじめ、地域ニーズの把握にも努め、柔軟に対応していきます。また、当施設のショートステイならではの“強み”を持てるよう、他の事業所の取り組みも参考にしていきます。

（3）バースデーサービス

利用期間中に誕生日を迎える利用者には、当施設から誕生日ケーキとメッセージカードを用意し、プレゼントします。
１年に１度の自分だけの特別な日を、他の利用者と共にお祝いいたします。

（4）在宅生活継続へのソーシャルワーク機能

サービス担当者会議へも可能な限り出席し、居宅ケアマネジャーとの連携を図る事はもちろん、他のサービス事業所間との情報共有を行い、利用者とその家族の潜在的なニーズをくみ取り、適切なサービスが行える様に対応します。受容するだけではなく、時には課題を提示し在宅生活継続を支援していきます。